

# 水道工事標準仕様書等の改定概要

本仕様書は、当局が発注する水道工事（工業用水道を含む）での契約書及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

令和6年4月に臨時改定した水道工事標準仕様書、特記仕様書集の主な改定内容は、次のとおりである。

## 1 第1編 共通編

### (1) 施工計画書【改定資料1 P.1-7】

法定休日・所定休日（週休二日の導入）について、新たに記載した。

### (2) 検査内容【改定資料1 P.1-18, 19】

週休二日の履行状況について、新たに記載した。

### (3) 労働環境等の改善【改定資料1 P.1-21】

ハラスメントに関する労働環境等の改善について、追記した。

### (4) 工事情報共有化【改定資料1 P.1-21】

工事情報共有化について、新たに記載した。

## 2 第2編 水道土木工事編

### (1) ダクタイル鋳鉄管の接合【改定資料1 P.2-12～14】

配水管工の資格要件について、次のとおり改定した。

- ・配水管工2名以上から1名以上配置とした。
- ・口径500mm以上の耐震継手管の資格者に関して、配水管技能名簿登録者（大口径登録）のみとした。

## 3 その他

文言の修正等を行った。

以 上

# 水道工事標準仕様書

赤字：変更・追加箇所

青字：削除箇所

令和6年（2024年）4~~1~~月

川崎市上下水道局

手順や工法等についての**施工計画書**を監督員に**提出**しなければならない。

受注者は、**施工計画書**を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、**施工計画書**に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（使用機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）

(16) その他

## 2. 変更施工計画書

受注者は、**施工計画書**の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。

## 3. 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が**指示**した事項について、さらに詳細な**施工計画書**を提出しなければならない。

### 1-1-1-6 コリنز（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督員にメール送信し、監督員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録をしなければならない。ただし、余裕期間の設定がある工事については、その定めによるものとする。

登録対象は、工事請負金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリنز登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリنزから発注

#### 4. 再生資源利用計画

受注者は、土砂（500m<sup>3</sup>以上）、碎石（500 t 以上）または加熱アスファルト混合物（200 t 以上）のいずれかに該当する建設資材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に**提出**しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

#### 5. 再生資源利用促進計画

受注者は、500m<sup>3</sup>以上の建設発生土、コンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊と建設発生木材の合計で200 t 以上のいずれかを工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に**提出**しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

#### 6. 実施書の提出

受注者は、最終請負金額が100万円（消費税を含む）以上の工事の場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に**提出**しなければならない。

#### 7. 有価物の売却

受注者は、撤去品等を有価物として売却した場合は、物品の受領を証明する書類、計量—証明書及び撤去品等報告書を監督員に**提出**しなければならない。

### 1-1-1-20 監督員による確認及び立会等

#### 1. 立会依頼書の提出

受注者は、設計図書に従って監督員の**立会**が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を監督員に**提出**しなければならない。

#### 2. 監督員の立会

監督員は、工事が**契約図書**どおり行われているかどうかの**確認**をするために必要に応じ、工事現場または製作工場において**立会**し、または資料の**提出**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

#### 3. 確認、立会の準備等

受注者は、監督員による**確認**及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督員が製作工場において**確認**を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

#### 4. 確認及び立会の時間

監督員による**確認**及び**立会**の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

#### 5. 遵守義務

受注者は、契約書第10条第2項第3号、第14条第2項または第15条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の**立会**を受け、材料の**確認**を受けた場合であっても、契約書第18条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

#### 6. 段階確認

段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を書面により、検査時までには監督員へ提出しなければならない。
  - (2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。
  - (3) 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。
  - (4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。
  - (5) 品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。
- なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

#### 1-1-1-24 工事完成検査

##### 1. 工事完成届の提出

受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成届について監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

##### 2. 工事完成検査の要件

受注者は、工事完成届を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む）に示されるすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書第18条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

##### 3. 検査日の通知

発注者は、工事完成検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。

##### 4. 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
- (3) 週休二日の履行状況

##### 5. 修補の指示

検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。

##### 6. 修補期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。

##### 7. 適用規定

受注者は、当該工事完成検査については、1-1-1-20第3項の規定を準用する。

### 1-1-1-25 既済部分検査等

#### 1. 一般事項

受注者は、契約書第 39 条第 3 項の内払の**確認**の請求（工事既済部分検査請求書）を行った場合、または、契約書第 41 条第 1 項の工事の完成の**通知**（工事一部完成届）を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

#### 2. 内払の請求

受注者は、契約書第 39 条に基づく内払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

#### 3. 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

#### (3) 週休二日の履行状況

#### 4. 修補

受注者は、検査員の**指示**による修補については、前条の第 5 項の規定に従うものとする。

#### 5. 適用規定

受注者は、当該既済部分検査については、1-1-1-20 第 3 項の規定を準用する。

#### 6. 検査日の通知

発注者は、既済部分検査に先立って、受注者に対して検査日を**通知**するものとする。

#### 7. 中間前払金の請求

受注者は、契約書第 35 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

### 1-1-1-26 中間検査

#### 1. 一般事項

受注者は、川崎市上下水道局請負工事中間検査実施要領に基づく、中間検査を受けなければならない。

#### 2. 対象工事

中間検査の対象工事については、川崎市上下水道局請負工事中間検査実施要領によるものとするが、検査担当課長が必要と認めた工事については、抜打ち検査を実施するものとする。

#### 3. 検査内容

中間検査は、施工中の各段階における施工状況、品質管理及び施工体制等について現場及び書類の**確認**を行う。なお、検査の時期選定は監督員が行い、事前に受注者に**連絡**するが、抜打ち検査については、事前に**連絡**はしないものとする。

#### 4. 書類

受注者は、常に施工に際して必要な書類を整理しておき、中間検査時適宜に検査員に**提示**しなければならない。

#### 5. 立会い

受注者は、中間検査に際し現場代理人及び監理(主任)技術者が**立会**わなければならない。

### 1-1-1-27 部分使用

#### 1. 一般事項

受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

## 5. 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

## 6. 労働環境等の改善

受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保のほかに、労働施策総合推進法の改正（パワーハラスメント防止対策義務化）に基づきハラスメントのない労働環境等の改善に努めなければならない。

## 7. 発見・拾得物の処置

受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

## 8. 記録及び関係書類

受注者は、水道工事の施工管理及び規格値を定める「附則1 水道工事施工管理基準」等により施工管理を行い、また、「附則2 水道工事写真管理基準」により水道工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。なお、電子納品対象工事は、「川崎市電子納品要領」等に基づき整理し、電子媒体で提出するものとする。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、「附則1 水道工事施工管理基準」、及び「附則2 水道工事写真管理基準」に定められていない工種または項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

## 9. 工事情報共有化

受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るように努めなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システム（ASP）等を活用することとする。なお、工事で使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

ただし、水道建築工事については、別に定めるものとする。

## 10. 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

### 1-1-1-29 履行報告

受注者は、契約書第12条の規定に基づき、履行状況を工事週報により監督員に報告しなければならない。

受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。

#### 1-1-1-43 提出書類

##### 1. 一般事項

受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集及び水道工事帳票様式等に基づいて監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。

##### 2. 設計図書に定めるもの

契約書第 10 条第 5 項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

#### 1-1-1-44 不可抗力による損害

##### 1. 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 30 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督員に通知しなければならない。

##### 2. 設計図書に定めた基準

契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

###### (1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

###### (2) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

ア 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80 mm 以上

イ 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20 mm 以上

ウ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150 mm 以上

エ その他設計図書で定めた基準

###### (3) 強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合

###### (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

###### (5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

##### 3. その他

契約書第 30 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

#### 1-1-1-45 特許権等

##### 1. 一般事項

受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第 9 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使

#### 4. RC 鋼管

##### (1) 一般事項

受注者は、管の塗覆、塗膜及び管体に損傷を与えないよう、豊富な知識と経験を有するものが丁寧に取扱い、損傷を与えた場合は、監督員に**報告**し、処置を講じなければならない。

また、管の梱包は、据付け直前まで取り外さないものとする。

##### (2) 管の吊込み据付

受注者は、管の吊込み据付にあたっては、第1項第16号から第23号によるほか、管軸方向の溶接継目が一直線にならないように据付けなければならない。

##### (3) ポリエチレンスリーブ被覆工

受注者は、**設計図書**でポリエチレンスリーブ被覆施工を指定してある場合は、第2項第2号によること。

##### (4) 管明示工

受注者は、管明示工にあたっては、第2項第3号によること。

##### (5) 防食テープ巻付工

受注者は、防食テープ巻付工にあたっては、防食テープ覆装工事特記仕様書によるものとする。

#### 5. 不断水取出し

(1) 受注者は、施工及び機器の取扱い等について、当該施工に関して十分な知識及び経験を有するものを選定し、監督員に**報告**すること。

(2) 受注者は、不断水取出工（耐震形）の施工にあたって、不断水割T字管の製造業者が従事しなければならない。ただし、次に掲げる要件をすべて満たすものは従事することができる。なお、不断水割T字管の製造業者以外が施工する場合は、資格証の写しを監督員に施工までに提出すること。

①使用材料の製造業者が開催する不断水取出工（耐震形）の講習を受講し「講習修了証」を有する者

②表1-4に示す資格者（口径450mm以下の耐震継手管）

(2) 受注者は、あらかじめ試掘等を実施し、周囲の埋設物、既設管の状況等を**確認**するとともに、施工方法、施工時期等について監督員と**協議**すること。

(3) 受注者は、**設計図書**に特に示す場合を除き、割T字管の取出しを水平に行うこと。なお、水平にできない場合は、監督員の**承諾**を得ること。

(4) 受注者は、既設管に割T字管を取付けた後、水圧試験を行い漏水のないことを**確認**してから穿孔を行わなければならない。

(5) 受注者は、穿孔機及び付属する動力機器等は、使用前に点検整備を行っておくこと。

(6) 受注者は、支持台を適正に設置し、割T字管に不要な応力を加えないように穿孔機を取付けること。

(7) 受注者は、穿孔後切りくず、切断片等を確実に排出すること。

#### 6. 継手類（接合）

##### (1) ダクタイル鋳鉄管の接合

###### ① 一般事項

ア 受注者は、管の接合にあたって、接合作業に従事する作業員は、適切に作業を行

うことができる十分な技能を有したもので、管の種別に応じ表 1－4 に示す資格者（以下「配水管工」という。）を、事前にその資格者証の写しを添付して、現場代理人・主任技術者等設置（変更）届により 2名以上届出なければならない。

なお、届け出た配水管工に変更が生じた場合も同様とする。

表 1 - 4 接合作業に従事する資格者

種 別	資 格 者
口径 450 mm以下の耐震継手管 (NS/GX 形等)	次の①～③のいずれかに該当する者 ① 平成 25 年度以降の配水管工講習会受講修了者 (川崎市上下水道局) ② 平成 24 年度以前の配水管工講習会受講修了者 (耐震管 NS・SIIに限る。A 形・K 形は対象外) (川崎市水道局又は(財)川崎市水道サービス公社) ③ 配水管技能者名簿登録者 (耐震登録) (社)日本水道協会
口径 500 mm以上の耐震継手管 (NS 形等)	次の①～②のいずれかに該当する者 ① 配水管技能者名簿登録者 (大口径登録) (社)日本水道協会 <del>② 継手接合研修会修了者 (NS 形 φ500 mm以上)</del> <del>(社)日本ダクタイル鉄管協会</del>
一般継手管 (K 形、フランジ形等)	次の①～③のいずれかに該当する者 ① 配水管工講習会受講修了者 (川崎市水道局又は(財)川崎市水道サービス公社) ② 配水管技能者名簿登録者 (社)日本水道協会 ③ 耐震継手管の有資格者

[注] ( ) 内は、講習の実施者を示す。

- イ 受注者は、接合作業に際しては、届け出た配水管工をもって充てなければならない。また、配水管工は、受講証等を工事中常に携帯し、監督員の請求があったときはこれを**提示**しなければならない。
- ウ 受注者は、接合に先立ち、継手の付属品及び必要器具・工具等を点検し**確認**すること。
- エ 受注者は、接合にあたって、挿口部の外面、受口部の内面、押輪及びゴム輪等に付着している油、砂その他の異物を完全に除去すること。
- オ 受注者は、押輪及びゴム輪等の形状、方向を**確認**し、接合すること。
- カ 受注者は、受口内面、挿口外面及びゴム輪に滑剤を塗布し、受口と挿口の間隔を上下左右均等に保ちながら、管及びゴム輪を押し込むこと。なお、押し込みに際しては、ゴム輪を鋭利なもので叩いたり、押ししたりして損傷させないようにすること。
- キ 受注者は、継手（接合完了後の継手も含む）の抜け出しがないように管を接合すること。
- ク 受注者は、接合完了後、必ず接合の状態を再**確認**するとともに、継手部及び管外面の塗装の損傷箇所には防食塗料を塗布する。
- ケ 受注者は、継手の接合後、継手チェックシートを作成しすみやかに監督員に**提出**すること。

表-1.3 撮影箇所一覧表（出来形管理）

（水道土木工事）

項目		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度（時期）	提出頻度	
（1） 管布設工事	布設	土被（h <sub>1</sub> ）	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚	
		占用位置（S <sub>2</sub> ）	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚	
	管防護	コンクリート断面（A・B・C・L・H）	出来形管理実施箇所毎に全景1枚	代表箇所1枚	
		管下高（h）	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚	
（2） 管付属設備工事	消火栓※	カップリング位置（b）	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚	
	急速空気弁	位置（b）	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚	
	双口空気弁	スピンドル位置（a）	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚	
	仕切弁	スピンドル位置（a）	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚	
	鉄蓋	鉄蓋位置（c）	出来形管理実施箇所毎に撮影	代表箇所1枚	

(水道土木工事)

項目		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度(時期)	提出頻度	
(5) シールド・推進工事	管閉塞	断面(幅・厚さ等) (a・b・b')	出来形管理実施箇所毎に 全景1枚	代表箇所1枚	
(6) 水管橋工事	鋼橋 (仮組立時)	全長及び支間長	出来形管理実施箇所毎に 撮影	代表箇所各1枚	架設時においても、同様とする。
		製作キャンバー			
		軸心の曲り			
		現場溶接継手部のすき間			
		補剛部材の高さ			
		桁、トラスの中心間距離			
	補剛部材の鉛直度				
	塗膜厚 (外面)	各層膜厚	出来形管理実施箇所毎に 撮影	代表箇所1枚	
(7) 撤去工事	水道管	管の吊上げ撤去作業状況	40mごとに1箇所	代表箇所1枚	施工中に撮影する。
		撤去管の延長	1日に1回(口径が複数ある場合は、判読できるように管理撮影すること。)	代表箇所1枚	施工後に撮影する。
	管付属物	弁栓類	撤去毎に撮影	代表箇所1枚	現場搬出時に撮影する。
	構造物	撤去対象物	撤去毎に撮影	代表箇所1枚	現場搬出時に撮影する。
(8) 給水付替工事	布設	施工状況	1日あたり一箇所 (占用工事施工基準(別表5)に準じる)	代表箇所1枚	
	分水栓	分水栓設置状況	付替箇所毎に撮影	代表箇所1枚	

※第1編 1-3-2-2 材料の調達、表 3-1 に規定する品名「消火栓」を適用する。  
 なお、上表以外の写真管理については、「川崎市土木工事写真管理基準」に準拠する。

# 水道工事特記仕様書集

令和6年（2024年）4~~1~~月

川崎市上下水道局

## 23. 法定外の労災保険の付保に関する特記仕様書

### 第1条 総 則

本仕様書は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の付保の履行について定めたものである。

### 第2条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

### 第3条 保険付保の確認

受注者は保険契約を締結したときは、川崎市上下水道局工事請負契約約款第 58 条に基づき、その証券等を監督員に提示しなければならない。

<川崎市上下水道局工事請負契約約款抜粋>

(火災保険等)

第 58 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を

設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを

直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

※本文中の「改行」位置を修正した